

第2編 災害廃棄物対策

第1章 災害廃棄物処理の基本方針

第1節 災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物の処理に係る基本方針は、次のとおりです。

1 迅速かつ適正な処理

大規模な災害により生じた災害廃棄物を、迅速かつ適正に、また、平時と同様な処理をすることにより早期の復旧・復興を目指します。

災害廃棄物の処理期間は、概ね3年以内に完了することとします。

2 衛生的な処理

災害時のライフラインの寸断や火災の発生等が想定されるため、生活ごみやし尿の大量発生が予測されることから、防疫対策を十分に行い、生活衛生の確保を最重要事項として対応します。

3 計画的な対応・処理

大量に発生する災害廃棄物に対応するため、臨時集積場や仮置場の適正配置や処理施設等への収集・運搬体制の構築など災害応急対応時から復旧・復興時のそれぞれの状況を踏まえながら効率的に処理します。

4 環境及び安全に配慮した処理

災害時においても仮置場内や近傍敷地のほか地域住民の生活環境等に十分配慮し、災害廃棄物の処理を行います。

また、有害廃棄物や処理困難物等の混入や作業条件の悪化等が見込まれるため、作業上の安全を十分確保しながら、適切な処理を行います。

5 リサイクルの推進

災害廃棄物の発生現場において、3Rの観点からできる限り分別を行い、災害廃棄物のリサイクルを推進するとともに、焼却処分量及び最終処分量の低減を図ります。

第2節 組織体制・指揮命令系統

1 災害廃棄物対策の組織

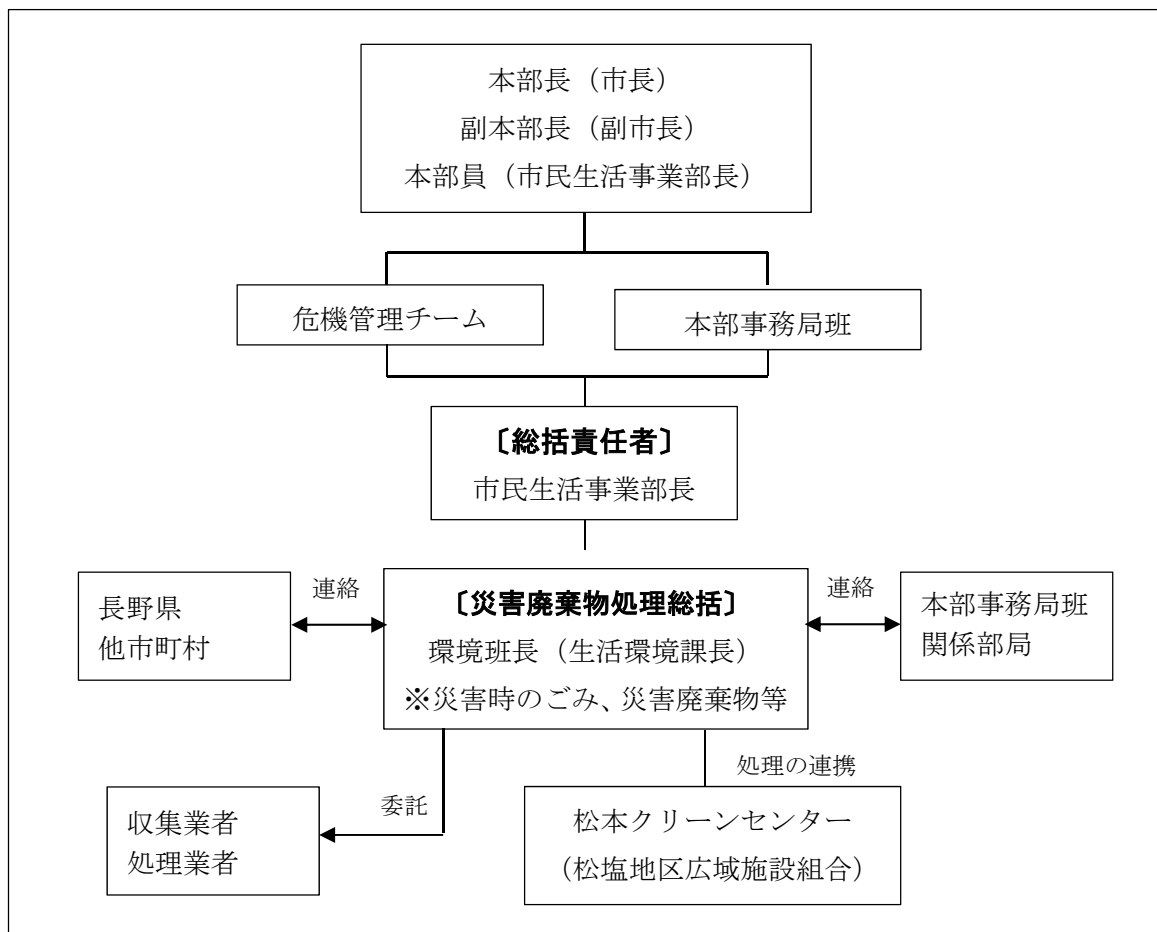
塩尻市地域防災計画においては、市内で震度5弱以上の地震発生時、東海地震予知情報発表時等に、塩尻市災害対策本部を設置することとしています。

災害廃棄物の処理に関しては、災害対策本部の市民生活事業部における環境班が災害時のごみ及びし尿等の処理活動を行うこととなっています。

なお、災害廃棄物の処理は、災害の規模や被災状況により環境班では対応が困難となる可能性があるため、災害対策本部や関係部局との連携による人員確保のほか、県内、近隣市町村による支援体制、相互協力体制により人的、物的支援を要請することとします。

本市の災害時における組織図を図2-1-1に示します。

図2-1-1 塩尻市地域防災計画に係る環境班の組織図



出典：塩尻市地域防災計画（平成29年度修正、塩尻市）抜粋

2 環境班の業務

災害時における環境班の業務概要については、表 2-1-1 のとおりです。

また、災害時における重点業務は、時間の経過とともに変化するため、処理の進捗状況や支援による人員の確保等により、組織体制の見直しが必要となります。

表 2-1-1 環境班における業務概要

部	対応班	業務概要
市民生活事業部 市民生活事業部長	環境班 (生活環境課・生活環境課長)	【環境係長】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部局との調整 (災害対策本部、県、他市町村、関係部局等) ・ 災害支援要請 (国、県、他市町村、民間事業者等) ・ 部内の庶務 (職員の参集状況の確認、人員配置、受け入れ等) ・ 災害関連情報の収集・集約に関する事 ・ 住民への広報及び相談に関する事 ・ 補助金の申請事務、契約事務に関する事 ・ 埋火葬に関する事 ・ 災害廃棄物の仮置場の管理に関する事 ・ 防疫感染症予防及び消毒に関する事 (健康班との協力) ・ 有害物質、土壌汚染、アスベスト等の環境調査
		【廃棄物対策係長】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 環境班の活動の調整 (ごみ、がれき、し尿発生量の推計) ・ 避難所、家庭から排出される災害廃棄物の収集・運搬及び処理 ・ 避難所、家庭から排出されるし尿等の収集・運搬及び処理 (下水道班との協力) ・ 災害廃棄物の仮置場の設置、管理、運営及び閉鎖に関する事 (建設班との協力) ・ 損壊家屋等の撤去に関する事 (建設班、建築住宅班との協力) ・ 処理施設の余力算定、代替処理施設の確保に関する事 ・ 有害物、危険物等の管理及び処理に関する事 ・ 処理施設の点検、被災施設の復旧に関する事 (松塩地区広域施設組合との協力) ・ 支援業者等への収集・運搬及び処理業務に関する事 ・ 民間処理施設の確保に関する事 ・ し尿処理における下水道処理施設との連携に関する事

第3節 情報収集・連絡

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図ります。

災害時に本市が収集する情報は、表 2-1-2 のとおりです。

発災直後は、入手できる情報が断片的なもので、不確実なものが多くなるため、いつの時点で誰から発信された情報かを確認します。

時間の経過とともに被害状況が明らかになるため、定期的に情報収集します。

表 2-1-2 収集する情報

項目	内容	災害初動時	復旧・復興
職員	職員の参集状況	◎	
避難状況	避難所の数、避難人数	◎	
被災状況	ライフラインの被害状況	◎	
	道路の被害状況、渋滞状況	◎	
	収集運搬委託事業者の被災状況	◎	
	下水道被災状況	◎	
施設状況	松塩地区広域施設組合の被害状況	◎	
	松塩地区広域施設組合の復旧状況		◎
災害廃棄物	被災家屋の損壊状況（全壊、半壊、火災等）	◎	
	被災家屋の解体状況（解体棟数、予定棟数）	○	◎
	災害廃棄物処理実行計画	◎	
	災害廃棄物の発生量及び処理量の推計	◎	
	有害廃棄物の発生状況	○	◎
	腐敗性廃棄物の発生状況	◎	◎
仮置場	仮置場の設置場所、面積、設置数	○	◎
	仮置場の搬入状況、搬入量、保管量	○	◎
	仮置場周辺の苦情等、環境モニタリング等		◎
処分	災害廃棄物処理の進捗状況		◎
	再利用・再資源化		◎
	処分先の確保、搬入手続き等		◎
生活ごみ	生活ごみ発生量の推計	◎	
	ごみ収集、処理の進捗状況		◎
し尿	し尿発生量の推計	◎	
	し尿収集、処理の進捗状況		◎
避難所	災害用トイレの配置計画と設置状況	◎	
	災害用トイレの支援状況	○	◎
	災害用トイレの撤去計画・撤去状況		◎

※表内の◎は、情報収集にあたっての優先順位の高い項目となります。

第4節 協力・支援体制

1 自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期においては、まず人命救助を優先し、迅速な人命救助のために、道路上の災害廃棄物を撤去する等、災害対策本部と調整を図り、自衛隊や警察、消防と連携をします。なお、連携にあたって、人命救助やライフライン確保のための災害廃棄物の撤去対策、思い出の品の保管対策、貴重品等の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、有害物質や危険物質による二次被害の防止対策に留意します。

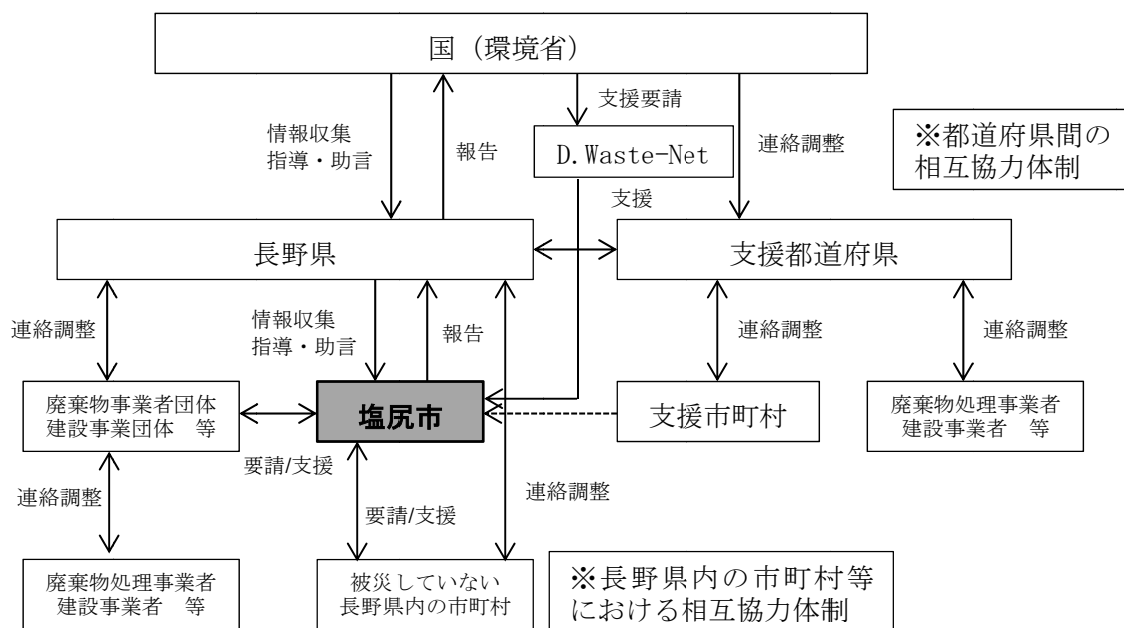
2 都道府県、国の支援

本市が大規模震災等により大きな被害を被ったときは、区域内での災害廃棄物の処理が基本となることから、松塩地区広域施設組合を構成する松本市、朝日村、山形村と連絡、調整、協議を緊密に行うこととなります。

また、災害の規模や被災状況によっては、広域的な対応が必要となるため、県や災害時相互応援協定を結んでいる自治体等へ支援を要請し、連携して対応します。

本市における災害廃棄物処理に係る相互支援体制を図 2-1-2 に示します。

図 2-1-2 災害廃棄物処理に係る相互支援体制



また、本市が他の自治体と締結している協定を表 2-1-3 に示します。

なお、これらの協定は、包括的な相互応援協定であり、災害廃棄物等の処理に関する協定ではないため、今後、災害廃棄物処理に関する協定の締結を検討します。

表 2-1-3 本市が締結している災害時の支援協定

協定等の名称	締結先	協定等の概要
長野県市町村災害時相互応援協定	長野県内全市町村	災害対策基本法及び相互応援に基づき、被災市町村に対し、応援活動を行う。
災害時相互応援協定	姉妹都市 ・南伊豆町 ・糸魚川市 ・袋井市	姉妹都市又は友好都市提携の精神に基づき、被災市町の要請に応じ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための応援を行う。

出典：塩尻市地域防災計画（平成 29 年度修正、塩尻市）抜粋

3 民間事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、市村の一般廃棄物処理施設では処理しきれないことが想定されます。また、災害廃棄物として発生する廃棄物の性状が、平時に産業廃棄物として取り扱われている廃棄物と同一の性状を有することから、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行うことを視野に、民間事業者との災害時相互応援協定などの締結を検討し、適切な処理を目指します。

長野県が事業者と締結している協定は、表 2-1-4 のとおりです。

また、本市が民間事業者と締結している協定は、表 2-1-5 のとおりです。

表 2-1-4 長野県が締結している事業者との協定一覧

協定等の名称	締結先	協定の概要
災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人長野県資源循環保全協会	災害廃棄物の収集運搬・処分
災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定	長野県環境整備事業協同組合	し尿等の収集運搬
災害時等の災害応急資機材のリースに関する協定	長野県建設機械リース業協会	水洗トイレ、簡易水洗トイレの提供

出典：塩尻市地域防災計画（平成 29 年度修正、塩尻市）抜粋

表 2-1-5 塩尻市が締結している事業者との協定一覧

協定等の名称	締結先	協定の概要
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 長野支部	水洗トイレ、簡易水洗トイレの提供

出典：塩尻市地域防災計画（平成 29 年度修正、塩尻市）抜粋

4 D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連携

D. Waste-Net は、国立研究開発法人国立環境研究所や専門機関、民間事業者団体などから構成され環境省が事務局となって運営しています。

環境省からの協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物処理が適正かつ円滑・迅速に行われるように「平時」と「発災時」の各局面において、表 2-1-6 に示す機能・役割を有しています。

表 2-1-6 D. Waste-Net の機能及び役割

		機能及び役割
	平 時	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理計画の策定や人材育成・防災訓練への支援 ○災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承 ○D. Waste-Net メンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上
発 災 時	初動・応急対応 (初期対応)	<p>【研究・専門機関】</p> <p>被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援等</p> <p>【一般廃棄物関係団体】</p> <p>被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援等</p>
	復旧・復興対応 (中長期対応)	<p>【研究・専門機関】</p> <p>被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援等</p> <p>【廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体】</p> <p>災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受け入れ調整等</p>

出典：D. Waste-Net ホームページ（環境省）抜粋

5 ボランティアとの連携

災害時においては、被災家屋の片付け等にボランティアが関わることが想定されます。

ボランティアに対して、安全管理等の注意事項のほか、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置場所等の情報を的確に伝えることが重要となります。

塩尻市社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターに情報提供を行い、ボランティアへの周知を図ります。

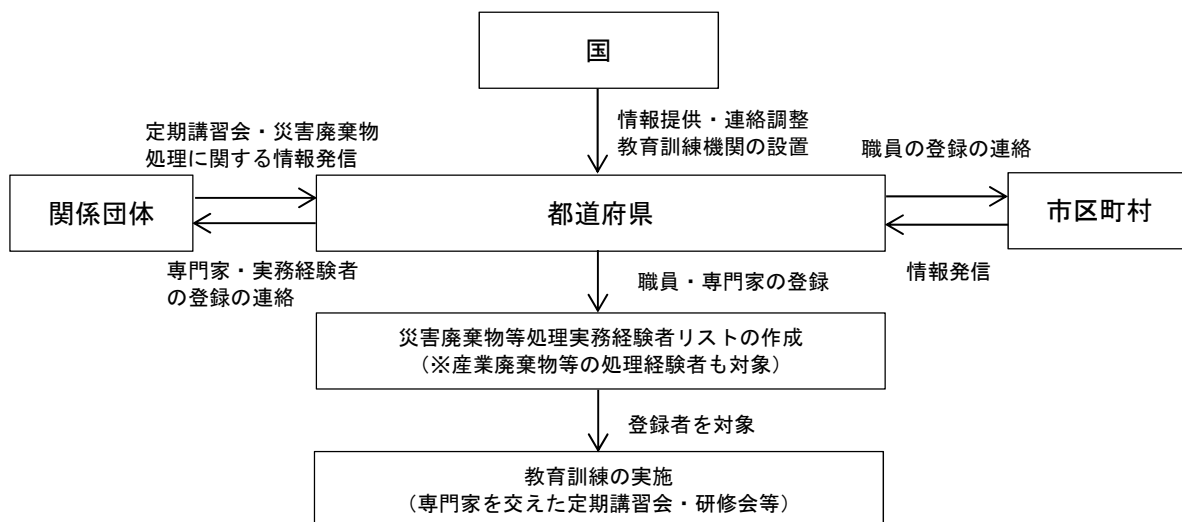
第5節 職員への教育訓練

本計画の実効性を高めるために、災害廃棄物対策の進捗に応じて人材育成を戦略的に進めるとともに、継続的に人材を確保するシステムを構築します。そのために、定期的に研修、訓練等を実施し、必要に応じ、D. Waste-Netなどの専門家の意見を活用できる体制の構築に努めます。

災害時に本計画が有効に活用されるように記載内容について職員に周知するとともに、本計画の内容について適宜見直しを行います。

職員への教育訓練の例を図 2-1-3 に示します。

図 2-1-3 教育訓練（例）



出典：災害廃棄物対策指針（改定版）（平成 30 年 3 月、環境省）

【留意点】

職員の人事異動を考慮し、教育訓練により職員の能力を維持・向上させるだけでなく、教育訓練と災害廃棄物処理計画の見直しや協定の締結等、平時の災害廃棄物対策を有機的につなげることが重要です。

また、教育訓練等の成果として、災害廃棄物処理に係るマネジメントや専門的な処理技術に関する知識・経験を習得した者や実務経験者をリストアップし、活用することとします。

第6節 一般廃棄物処理施設等

本市の一般廃棄物処理施設は、表2-1-7のとおりです。2市2村で運営をしている松塩地区広域施設組合を中心とした廃棄物処理体制となっています。

表2-1-7 一般廃棄物処理施設一覧

施設の種類	施設名	設置主体	主な内容
焼却	松本クリーンセンター	松塩地区 施設組合	施設規模 450 t / 日 (150t/日×3炉) 可燃ごみの焼却処理 余熱利用 6,000kW
一時置場	塩尻クリーンセンター	松塩地区 施設組合	燃えるごみ、埋立てごみ、資源粗大ごみ、有害物の受入れ
資源回収・ ストックヤード (粉砕選別)	前田産業 株式会社	民間施設	金属、プラスチック容器包装、ペットボトル等の資源物置場 小型家電等の金属類の回収、不燃ごみの分別等
し尿処理	塩尻衛生センター	塩尻市	処理能力 28.3kL し尿中の紙類を除去し、水で希釈後下水道へ放流
最終処分	新最終処分場		埋立容量 42,700 m ³ 焼却灰(飛灰)、不燃ごみの埋立

【参考：浄化センター】

公共下水道	塩尻浄化センター	塩尻市	処理能力 30,700kL
特定環境保全 公共下水道	檜川浄化センター	塩尻市	処理能力 1,400kL
農業集落 排水施設	岩垂浄化センター	塩尻市	処理能力 252kL
	本洗馬浄化センター	塩尻市	処理能力 549kL
	小曾部浄化センター	塩尻市	処理能力 481kL
	宗賀南部浄化センター	塩尻市	処理能力 729kL
	勝弦浄化センター	塩尻市	処理能力 206kL
	東山浄化センター	塩尻市	処理能力 168kL
	贅川浄化センター	塩尻市	処理能力 192kL